

検討テーマに係る関係資料

(中核機関の取組と社会福祉協議会の権利擁護支援)

令和3年4月14日

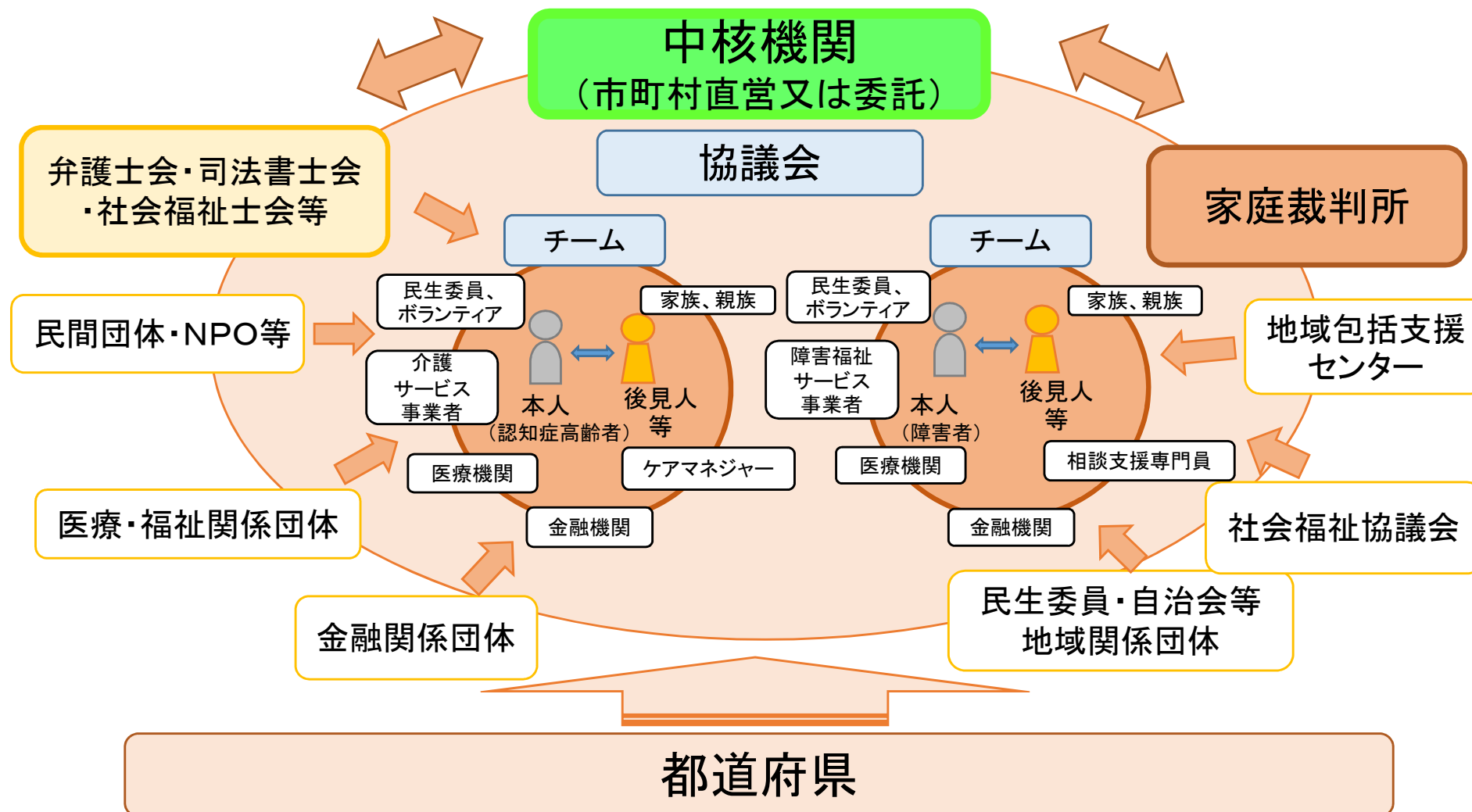


厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。
※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。
※中核機関…地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受任調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



中核機関について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①**広報**、②**相談**、③制度利用促進(受任者マッチング)、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆる箱物新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

成年後見制度利用促進の体制整備の状況等について

- 基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、全市町村における①中核機関等の整備※、②市町村計画の策定、③協議会の設置を、KPIとして設定している。

※まずは広報・相談の2機能の整備に着手。残りの利用促進(受任調整等)・後見人支援の機能充実は段階的・計画的に取り組むものとしている。

- 今後も、中核機関等の整備など、市町村等による体制整備を進めていく。

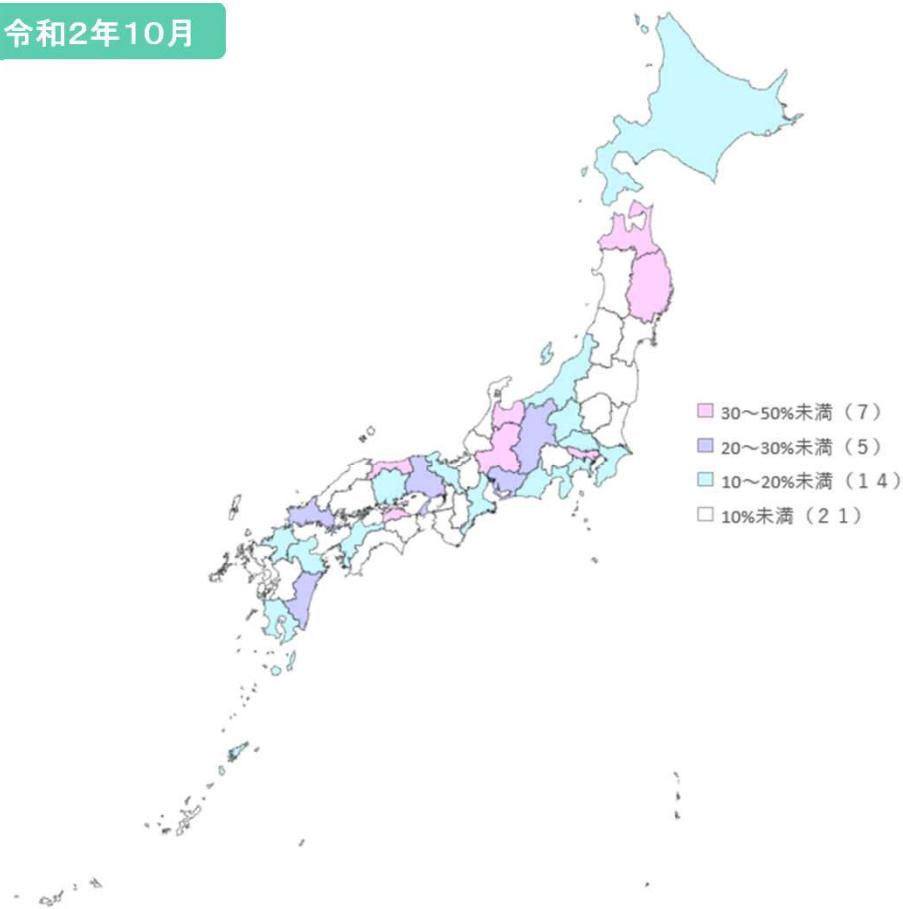
【①中核機関等の整備】 令和2年10月時点:678市区町村(38.9%) ⇒ 令和3年度末見込: 961市区町村(55.2%)

【②市町村計画の策定】 令和2年10月時点:285市区町村(16.4%) ⇒ 令和3年度末見込:1,021市区町村(58.6%)

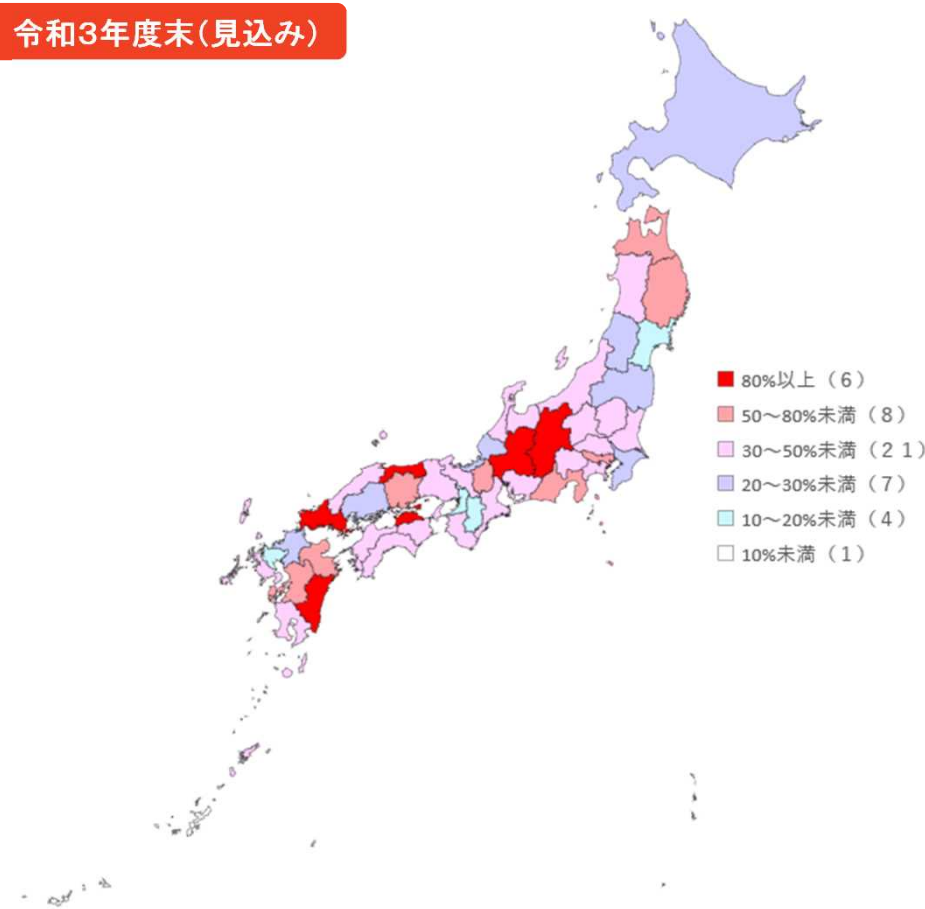
【③協議会の設置】 令和2年10月時点:304市区町村(17.5%) ⇒ 令和3年度末見込: 658市区町村(37.8%)

<都道府県別の中核機関の整備状況>

令和2年10月



令和3年度末(見込み)



市町村における体制整備に関する諸課題について

- 令和2年度の「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」や、厚生労働省の調査研究事業における中核機関、福祉関係機関、専門職に対するヒアリング等を通じ、市町村における体制整備に関する課題を把握した。

1 権利擁護支援の必要性に対する認識不足

- 権利擁護支援の必要な方の中には、自ら相談窓口に来ることができない、相談することができない方がいる。
- 実際に相談がないといった形式上の状況のみで、支援の必要性を判断している市町村は、体制整備の必要性を感じていない。

<市町村の意見等>

- 町では、相談件数が少ないことも踏まえ、早急に成年後見センターを設置する状況ではないと考えている。
- ニーズ調査までしたものの、本当に利用できる方がどの程度いるかが未知数。実績もないし、相談もほとんどない。この状態ではセンター立上げや予算確保に踏み切れない。

2 成年後見制度自体や本人へのメリットに対する理解不足

- 成年後見制度の形式的な知識は有するものの、例えば、低所得の方に制度は不要、制度は最終手段である、制度利用は本人への権利侵害になるなど、制度を適切に理解できておらず、実際に制度を利用した際の本人へのメリットを認識できていない場合がある。
- このように、制度活用の具体的なイメージが得られない市町村では、制度の重要性を感じていない。

<市町村の意見等>

- これまでにケースを扱ったことがないため、具体的なイメージがつかめない。

3 家族・親族の意見や意向の尊重への偏重

- 権利擁護支援の必要な本人よりも、家族・親族の意向等を優先することにより、成年後見年制度の利用につなげていない場合がある。
- このように、制度と接することが少ない市町村は、体制整備の必要性に気づくことができていない。

<市町村の意見等>

- 習慣として、高齢者及び障害者について、そのほとんどが親族等が後見人選任を受けずとも、その役割を担っている。

市町村における体制整備に関する諸課題について

4 専門職との関係性構築の困難さ

- 特に、これまで法律職との組織的なつながりの経験が少ない小規模市町村や、中山間地などの司法過疎市町村においては、専門職から個別の事案や体制整備に関する助言を日常的に受ける体制が作りづらい。
- この結果として、専門的な助言を踏まえた成年後見制度の必要性の判断、法的課題を抱える事案の受任調整などに課題を抱える市町村がある。

<市町村の意見等>

- 小規模自治体内での専門性の確保は、役場や委託先法人の別を問わず非常に困難であり、専門人材確保のための十分な支援がなければ、体制整備を図ることはできない。

5 担い手の不足や確保の困難さを背景とした整備の敬遠・不安感

- 広報や相談機能を充実させることにより、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。
- これに対して、担い手の不足や確保策も十分でなく、相談を受けても利用につなげることができないといった懸念から、体制整備に取り組んでいない市町村もある。

<市町村の意見等>

- 地域によって後見業務を受任できる専門職の数に差がある。地域に十分な受任者数がないため、中核機関整備後の受任者調整が適切にできるか疑問である。
- 例えば補助類型については、申立手続き及び支援方法の簡素化を図るなど大胆な改革をしなければ、支援が必要である人への支援者の絶対量が不足する状況がいずれ到来すると思う。
- 法人後見、市民後見ともに担い手の確保が困難な状況である。
- 現在、市民後見人が個人で加入できる損害賠償保険が無い(団体型はある)ため、そのような保険の創設が必要。
- 任意後見制度の相談を受けるが、任意後見人を受任できる専門職が同市圏域内に少ない。

令和3年度における厚生労働省による主な中核機関の体制整備支援

○ 実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催

【開催日】 令和3年5月28日(金)

【テーマ】 成年後見制度利用促進における体制整備の実践 ～中核機関の整備パターンと具体的実践報告を通じて～

【概要】 令和3年度末までに全市区町村に整備が求められている中核機関の整備について、体制整備に係る基本的な考え方や整備パターン等を示すとともに、全国各地の実践報告を通じて、自治体規模ごとに、具体的かつ参考となる整備の進め方や工夫等についての情報提供を行う。

○ 自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修の実施

○基礎研修 各400名定員(オンライン) ①令和3年7月27日(火)～28日(水)、②令和3年8月24日(火)～25日(水)

○応用研修 600名定員(オンライン) 令和3年10月12日(火)～14日(木)

○都道府県担当者研修 300名定員(オンライン) 令和3年6月29日(火)

○ K-ねっとによる相談対応

○全国社会福祉協議会に設置している「K-ねっと」において、自治体、中核機関等からの体制整備や困難事案に関する個別相談に対応。よく相談を受ける事項については、成年後見制度利用促進ニュースレターの「よくあるQ&A」にて発信し、全国で共有。

○ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける支援

○成年後見制度利用促進ポータルサイトに自治体・中核機関の情報交換のための「掲示板」を創設。

○新たに着任した職員も、「成年後見制度利用促進」について学ぶことができるよう、研修動画、説明動画を掲載。

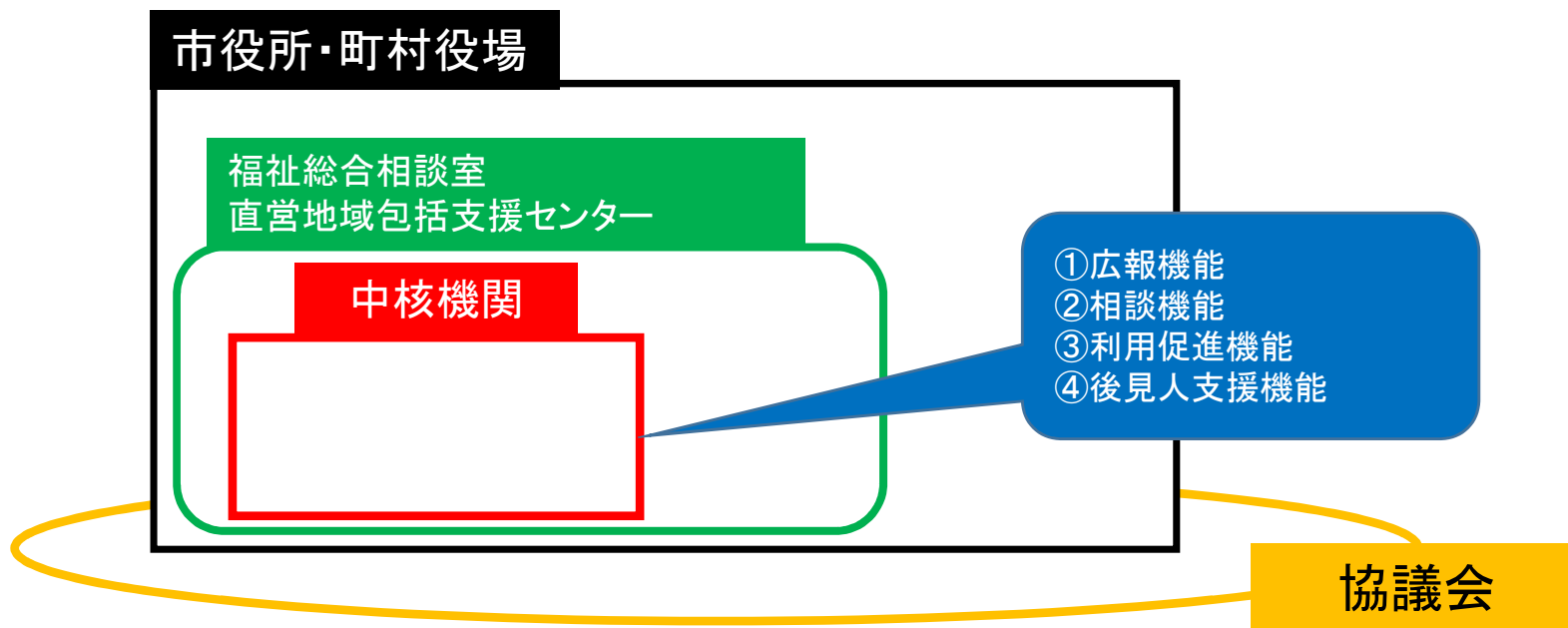
○中核機関職員のインタビュー等で構成された中核機関の解説映像を作成し、ポータルサイトに掲載予定。

○ 小規模市町村への体制整備支援

○令和2年度第三次補正予算により、過疎地域や離島など条件不利市町村の体制整備を推進する事業を実施。

**参考：中核機関の整備パターン例
について**

中核機関の整備パターン① 直営整備



Point

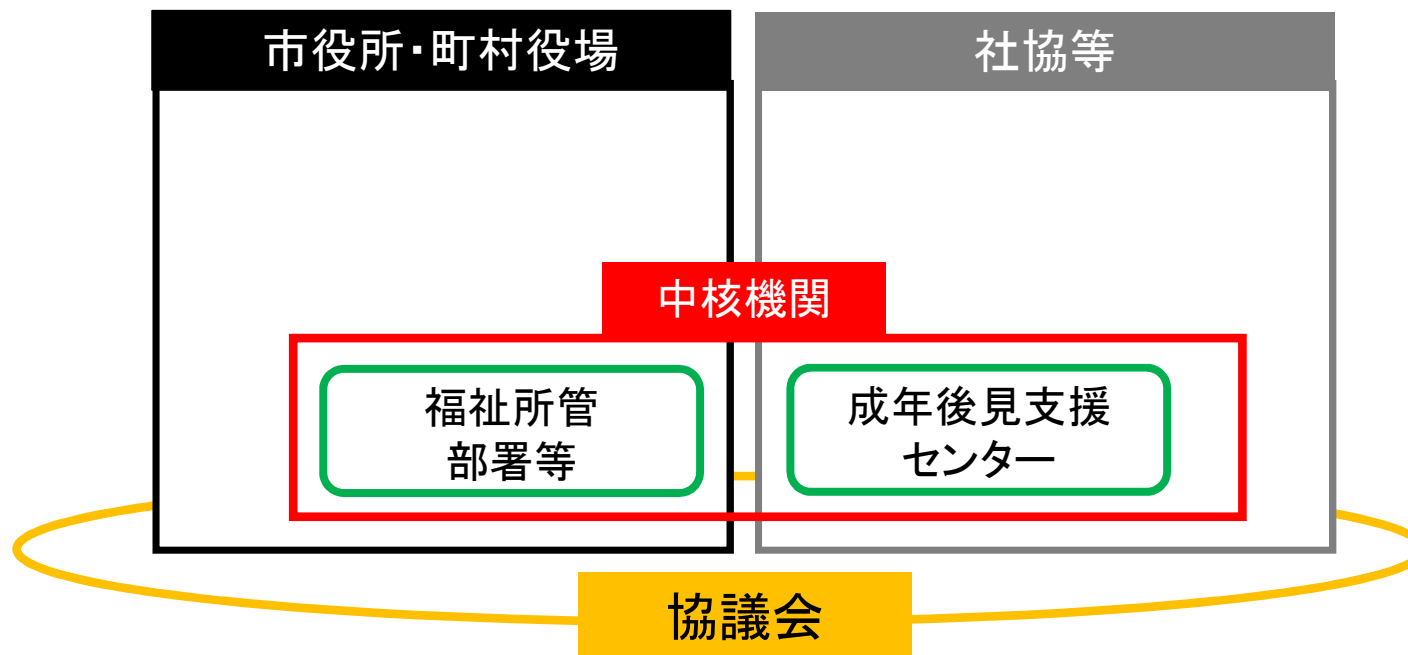


- 包括的支援体制における直営の総合相談の窓口、直営地域包括支援センターがある市町村が整備しやすいパターン
- 情報収集や市町村としての決定が迅速
- 後見実務の経験がないため、後見人支援をする際に工夫が必要



福島県いわき市	p.51
群馬県渋川市	p.75
石川県津幡町	p.133
福井県坂井市	p.137
岐阜県関市	p.141
岡山県美作市ほか	p.211

中核機関の整備パターン② 「直営＋一部委託」による整備



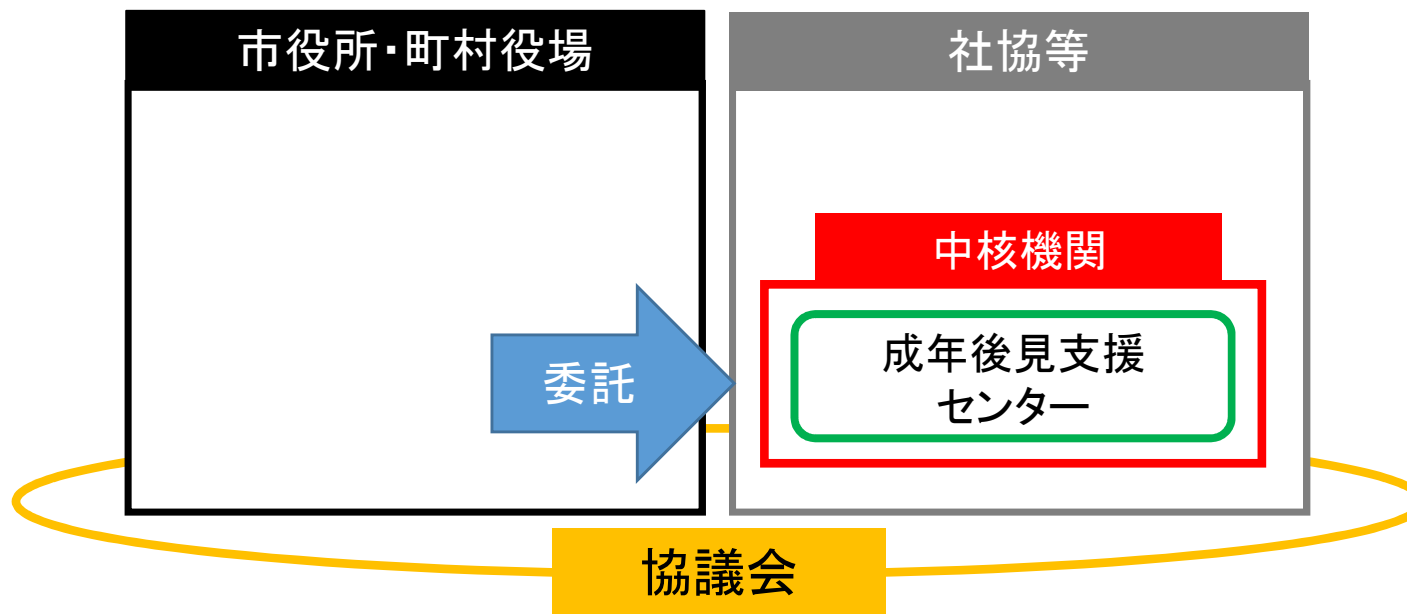
Point

- 所謂「委託丸投げ」状態を防止することができる
- それぞれの強みを活かすことが可能
- それまでの実績により、どちらかが主導する形で整備が進む実態がある
- それぞれの動きや役割を日頃から共有する必要がある



茨城県取手市	p.63
埼玉県志木市	p.79
東京都町田市	p.95
神奈川県横須賀市	p.103
愛知県豊田市	p.153
和歌山県白浜町	p.191
鳥取県鳥取市	p.203

中核機関の整備パターン③ 単独市町村が委託により整備



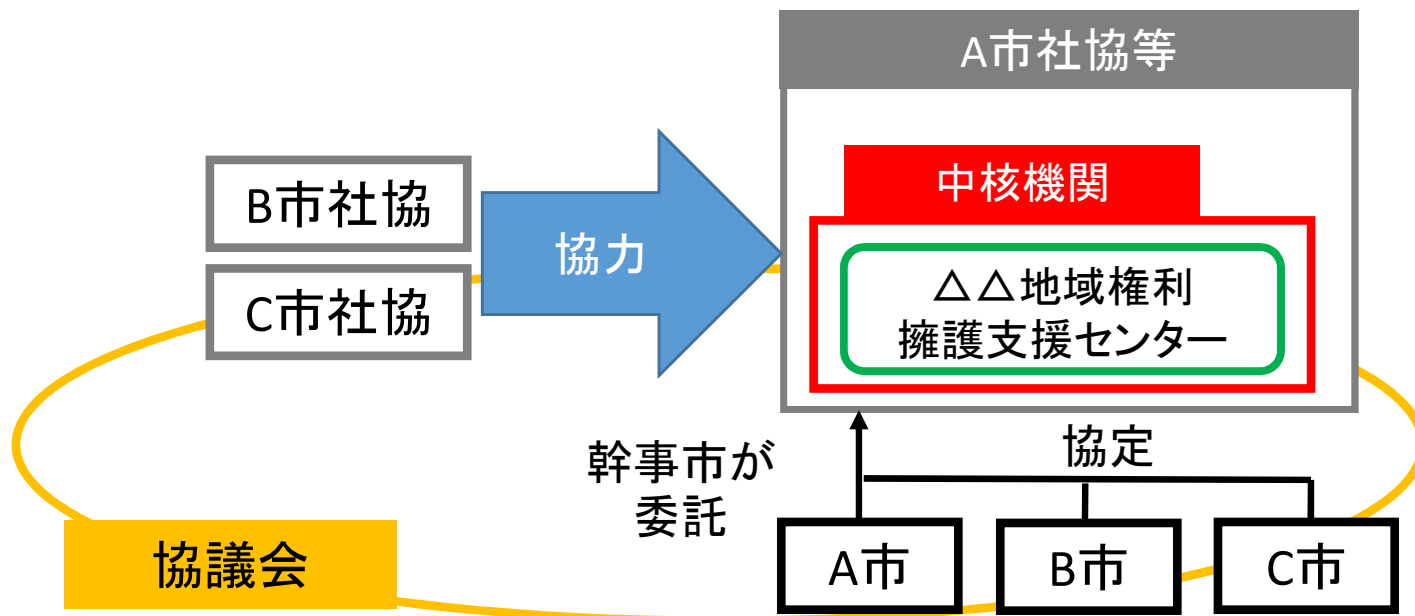
Point

- 最も多く整備されているパターン
- 社会福祉協議会に委託する場合は、日常生活自立支援事業等の地域福祉の取り組みと連動させることが容易
- 市町村長申立や市町村計画策定などの進め方に調整を図る必要がある



山形県山形市	p.47
茨城県牛久市	p.67
栃木県栃木市	p.71
千葉県浦安市	p.83
東京都江戸川区	p.87
東京都新宿区	p.91
神奈川県藤沢市	p.99
新潟県佐渡市	p.107

中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



Point

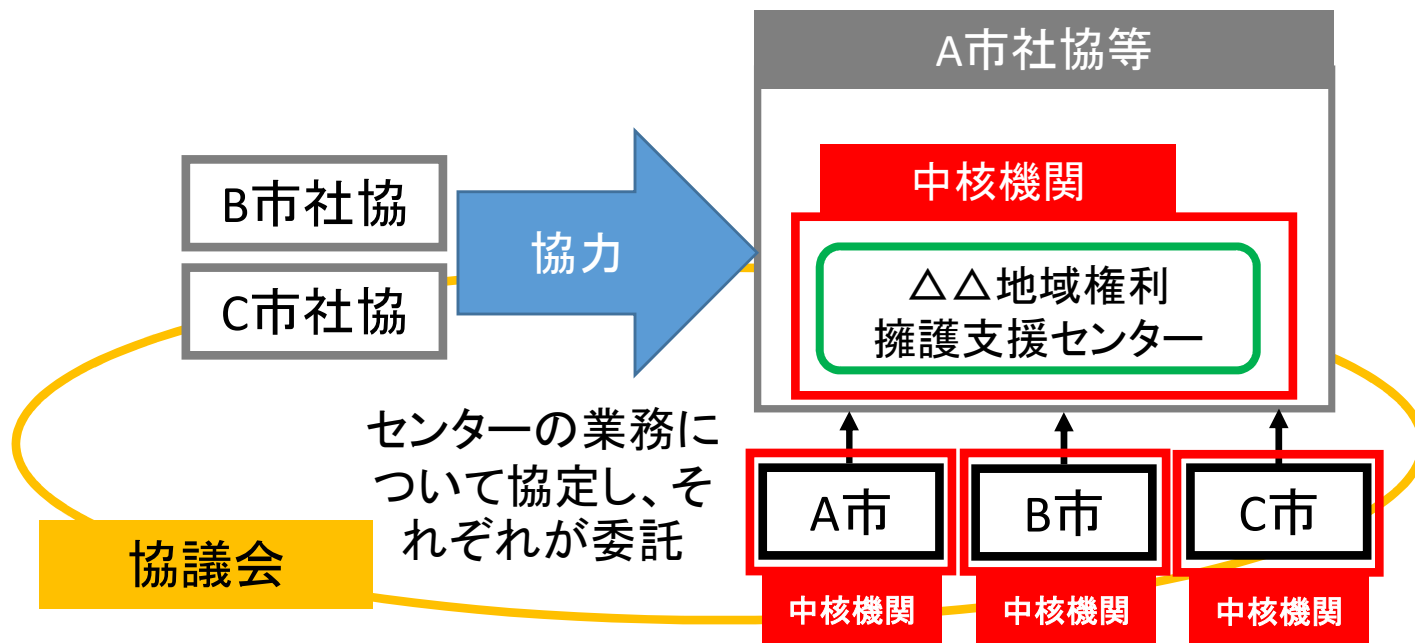
- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- 幹事市を持ち回り制にして、特定の市に負担が偏ることを防止している実態がある
- 定住自立圏構想の協約など、自治体間の協定を締結するまでに調整が必要



[幹事市委託]

北海道旭川市、他	p.31
長野県飯田市、他	p.119
宮崎県延岡市、他	p.249

中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



Point

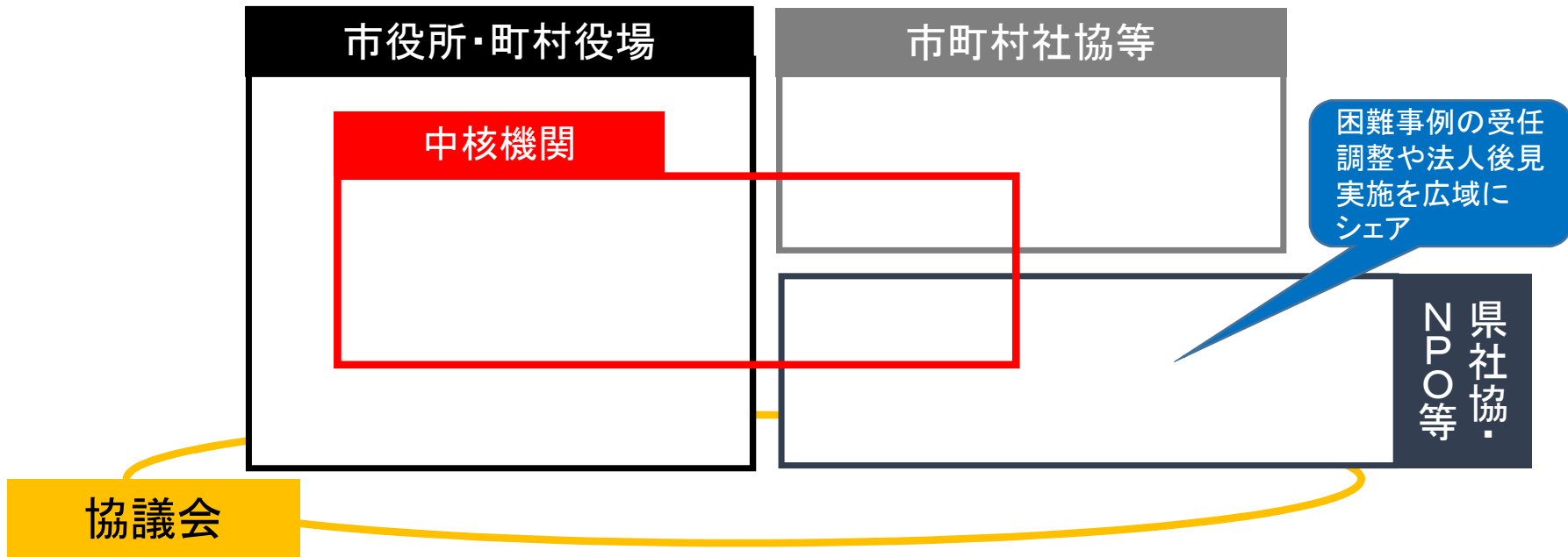
- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- それぞれの市の一次相談も中核機関とすることで、身近な相談窓口も「中核機関」として機能することができる
- 各市町村社協の日常生活自立支援事業担当者との連携を図る必要がある



[それぞれが委託]

青森県鱒ヶ沢町・深浦町	p.35
岩手県二戸市、他	p.39
岩手県釜石市、遠野市、大槌町	p.43
長野県伊那市、他	p.115

中核機関の整備パターン⑤ 機能分散型



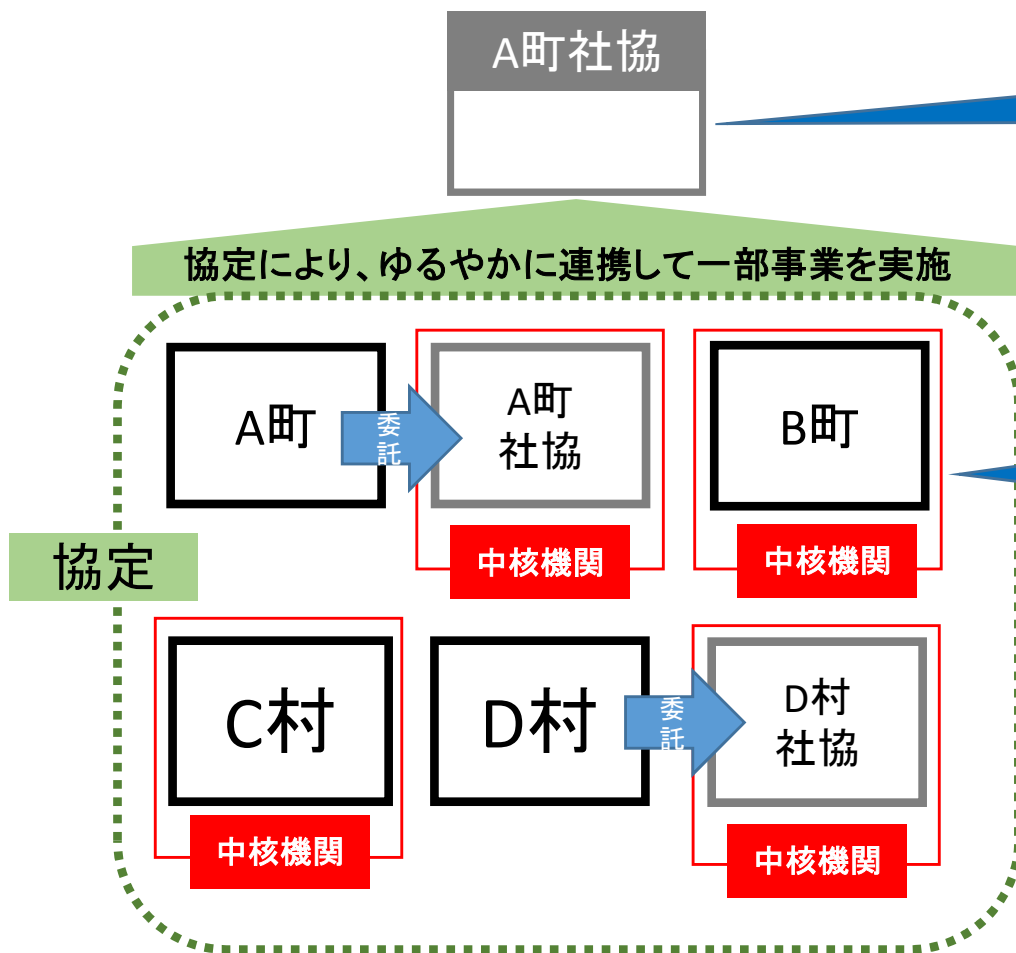
Point

- 直営⇔委託、単独⇔広域と発想を限定せず、機能ごと、主体ごとに役割を整理して整備することが可能
- それぞれの強みを活かすことができる
- 市町村単位で解決が困難な課題に、広域(都道府県単位)で取り組むことにより、人的・経済的負担が少なく、より専門的な支援についての体制整備が可能



[機能分散型]
香川県三豊市.....p.223

中核機関の整備パターン⑥ 緩やかな広域連携



2階建て
 市民後見人の養成は、3年間の協定により、
 緩やかに広域連携で取り組む

1階建て
 ①広報機能
 ②相談機能

Point

- それぞれの市町村の「委託」「直営」の選択が活かせる
- 広域のスケールメリットを、「中核機関」として固めることなく、「協定」で取り組むため、取り組みやすい



[穏やかな連携]
 北海道京極町..... p.16